

# 会計上の見積りの監査手続の性格

——主観的要因からの整理——

奥 西 康 宏

(受付 2000年10月11日)

1. はじめに
2. 会計上の見積プロセスと主観的要因
3. 会計上の見積りの監査手続の概要
4. 主観的要因に対する監査手続の性格
5. むすびにかえて

## 1. はじめに

「会計上の見積り」(accounting estimates)とは、財務諸表の要素、項目あるいは残高の概算値(approximation)のことであり、将来事象の結果がはっきりしないため、あるいは発生した事象の情報が適時又は経済的に蓄積できないため、金額が確定できない場合に計上される[AICPA, 1988, par. 1]。このような見積りは、従来からのもの(各種引当金や棚卸資産の正味実現可能価格など)に、近年金融商品や年金債務の評価などの新顔も加わり、財務諸表の中に広く浸透している<sup>1)</sup>。経営者は、財務諸表に含まれる

1) 会計上の見積りの内容について、例えば、奥西[1999]のpp. 133-135を参照のこと。近年の会計上の見積りについて、監査人の視点から「ソフト会計情報」(Soft Accounting Information)と呼ぶ場合がある。Ramosの文献[1998]では、会計上の見積りに「アザー・ソフト・アカウンティング・インフォメーション」という表現が加わっている。ここで言う「ソフト会計情報」とは、会計情報についてその測定値の硬度(hardness)から、しばしばハード(hard)あるいはソフト(soft)に分けた場合の后者を指す。「ハード」すなわち「硬い」測定値とは、

見積りを合理的に行う責任があり、対象となる取引や事象について、関連する会計基準を参照し、時には専門家の手を借りつつ、会計上の見積りを作成することになる。監査人は、その結果の見積金額を監査することになるが、監査人自身見積金額を絶対的に確定できるわけではない。そこで会計上の見積りの監査特有の手続が必要とされ、独立した項目の監査基準書が示されている。

筆者は、以前、アメリカの監査基準書第57号 (Statement of Auditing Standards (SAS) No. 57, Auditing Accounting Estimates, 以下、監査基準書第57号と記す) について検討し、会計上の見積りの合理性の評価について検討した [奥西, 1999]。見積りの合理性を直接評価する手続として、「見積プロセスの検討」、「独自の見積り」及び「後発事象等のレビュー」があるが、前の論文では主として「見積プロセスの検討」と「独自の見積り」という監査手続について検討した。そして見積りの合理性の評価において、監査人は、矛盾・反証型の監査証拠の有無を確認することが大きな位置をしめ、「見積プロセスの検討」と「独自の見積り」を組み合わせ、評価するという解釈を示した。しかしながら、残った「後発事象等のレビュー」という監査手続の意味については、後発事象等のレビューにより見積金額の性格を再吟味するもの (レビューにより、見積りの原因となった未確定の経済事象や取引を確定させる事実があれば、もはや見積りではなく、通常の監査手続の対象となる) としながらも未検討であった。また前の論文で対象としなかったが、会計上の見積りに関する監査手続には他にも見積

測定者の判断によって動かすことのできないような (客観的な) 数値を言い、一方「ソフト」すなわち「柔らかい」測定値とは、測定者の判断 (時には恣意) に基づいて変わる (主観的な) 数値である。かって「ソフト会計情報」は、経営者の裁量をどこまで容認するかという会計基準設定の文脈で用いられた。一方、Ramos の文献では、監査の実務書として、会計上の見積りと他のソフト会計情報を概念的に区別せず、むしろ両者を一体として扱い、伝統的な会計上の見積り項目よりも範囲が広くかつ新しい項目を含めて、その監査上の問題について論じており、用法が異なる。

金額の性格を再吟味するものがあった。

そこで、本稿では、会計上の見積りにおける監査人の対応について、さらに検討範囲を広げて、監査手続の一環としての「専門家の業務の利用」や「経営者陳述書の活用」などを加えて、別の視点から検討したい。具体的には、監査基準書第57号「会計上の見積りの監査」と Ramos による AICPA ガイドブック [1998] を中心に、さらに、監査基準書第73号「専門家の業務の利用」(SAS No. 73, Using the Work of a Specialist, 以下、監査基準書第73号と記す)、監査基準書第85号「経営者陳述書」(SAS No. 85, Management Representations 以下、監査基準書第85号と記す)を加えて、会計上の見積りの監査に関して、見積金額の性格を再吟味する手続について考察する。その際に会計上の見積りについて、「主観的要因」(subjective factor)に着目し、その関連で、会計上の見積りの監査手続の性格についての解釈を示したい。

論述の順番としては、まず次節にて、会計上の見積プロセスの内容を説明し、見積りに含まれる主観的要因に着目しその議論上の位置付けを試みる。続く3節では、会計上の見積りに対する監査手続の概要を述べる。そして4節では、その監査手続が、主観的要因を解消、緩和、限定・特定化する手続としての性格をもつのではないかという解釈を示す。最後に、今後の課題をあげて、むすびにかえる。また、補遺として、会計上の見積りの監査についての図解説明を試みる。

## 2. 会計上の見積プロセスと主観的要因

### (1) 会計上の見積プロセス<sup>2)</sup>

会計上の見積りの対象となる取引や事象は、本質的に未確定であり、過去の事例や詳細な指針が存在するにしても、誰もが同意する客観的な金額を求めることは難しい。しかし経営者は、財務諸表に含まれる会計上の見

2) 会計上の見積プロセスについては、例えば、奥西 [1999] の pp. 135-138 を参照のこと。

積りを作成する責任がある。

監査基準書第57号では、「会計上の見積り」について「その方法が文書化されておらず、あるいは公式に採用されていないとしても、通常次のものからなる」として、以下のプロセスを示している [AICPA, 1988, par. 5]。

- a. 会計上の見積りが必要されている状況の認識。
- b. 会計上の見積りに影響を与えると思われる関連要因の把握。
- c. 見積りの基礎となる、関連し十分かつ信頼できるデータの蓄積。
- d. 関連要因に関し、最も可能性の高い環境及び事象についての経営者の判断を示す仮定の展開。
- e. 仮定及びその他の関連要因に基づいた見積金額の決定。
- f. 会計上の見積りは、適用される会計原則に準拠し、かつその開示は適切であることの決定。

このような見積プロセスを明示することは、後述の監査手続において、「見積プロセスの検討」が挙げられている関係上必要である。見積りの監査を可能にするためには、見積プロセスという監査対象の内容をある程度明確化する必要があるのである。監査基準書に示された見積プロセスは高度であり<sup>3)</sup>、実際にこのようなプロセスを有効に整備する際、監査人は経営者から依頼されて助言や協力をする場合も考えられる。しかし、見積りを作成した責任が経営者にあることを忘れてはならず、本来の監査業務と区別しなければならない。Ramos では、クライアントに対する教育、助言、協力といった実務的な問題について解説している。そこでは、監査人が、経営者の見積りの作成について、責任上一線を引きつつも、経営者を支援してより合理的な見積プロセスを導き、同時に見積プロセスについて理解を得る状況が、広い意味での監査計画の枠の中で示されている [Ramos,

3) これは、自然科学におけるモデルの構築（変数の選択とそれらの因果関係の推定）と検証実験に類似している。確定した数値ではなく、推測を含んだ数値を厳密に導く方法を洗練させるならば、科学的方法に類似するかもしれない。この類似から、科学的方法論における研究の評価項目、例えば、内部妥当性 (internal validity) や外部妥当性 (external validity) といった項目は、経営者の見積プロセスの評価について、なんらかの示唆を与えるかもしれない。

1998, pp. 17-28]。前述の見積プロセスには、監査人の支援を期待せざるをえないような会計上の見積特有の問題が存在するのである。

## (2) 会計上の見積りに含まれる主観的要因

会計上の見積りの作成とは、抽象的に考えると、複雑かつ未確定な経済事象の連続量を、関連する会計基準を参照しつつ、特定の勘定科目における単一金額と関連する注記に変換するプロセスと捉えることができる（ただし、本稿においては、注記のあり方については検討していない）。このようなプロセスにおいて、経営者は、対象となる経済事象や取引を認識・記録し、関連する会計基準を参照しつつ、様々な判断をしていく。最終的には、会計上の見積りは、客観的事実と主観的判断の組み合わせた結果、作成される。そして、この主観的判断があるために、財務諸表利用者に対して、有用な情報が効率よく作成される一方で、重大な虚偽表示が生じる可能性がある。

しかし、会計上の見積りを検討する上で、「主観的判断」という用語ではなく、「主観的要因」という用語を使い、さらにその主観的要因が会計情報に含まれると考えたい。これは次のような理由からである。

まず「判断」という用語を避けた理由である。会計上の見積りを作成する実際のプロセスでは、経済事象のもつ未確定性、関連する会計基準の整備状況、経営者の判断、これら全てが関わってくるが、会計上の見積りが経営者の言明（assertion）として財務諸表上作成されるからには、最終的に経営者というフィルターを通過し、その「主観的判断」のもとに作成される。ただ「判断」という用語の語感には、能動的な一面がある。経営者自身まったく金額の範囲を判断できず、監査人の助言などの末に作成した受身の消極的な判断の場合もあり複雑である。ここでは意思決定に関する諸問題を除外して検討したいため、「判断」という用語を避けた。

次に、「判断」の代わりに「要因」という用語を使った理由である。主観的なものは、事象の認識や関連要因の把握、仮定の展開、データの選択と

いった見積プロセスの様々な局面に関わるものとして存在することが考えられる。これらは、最終的に経営者の判断を経て作成されるにしても、それ以前の見積プロセスの様々な局面で把握することを考え、「主観的要因」という用語を用いた。例えば、事象の認識における主観的要因、仮説の展開における主観的要因といった見積プロセスの各段階の単位で考えたり、またA社から得たデータやB担当者がまとめたデータにおける主観的要因といったさらに細かい単位で考えることも可能ではないかと考えたのである。

さらに、「会計情報に含まれる主観的要因」という表現を用いた理由は、主観性という問題について、客観的会計情報と主観的会計情報という二分法的な図式を避けることができると考えたからである。事実とは、つねにそれを認識するものの解釈を含み、多かれ少なかれ「主観的要因」が存在すると筆者は考える。誰もが一致して認めるほぼ客観的といえる事実もあれば、特定の個人の考えが強く反映された非常に主観的な事実もあり、その間に、やや主観的要因が含まれた客観的事実や、その逆のもの（やや客観的要因が含まれた主観的事実）もありうる。すなわち、多くの事実はある程度は、主観的要因と客観的要因の組み合わせであり、我々は、特定の人の見解が反映された事実につねに接し、事実をほぼ客観的なものと判断したり、半信半疑で受け止めたりしている。ここでは、事実が帯びる主観性について、客観的事実と主観的事実の二分法ではなく、主観的要因が含まれる事実として相対的なものと位置付けたい。相対的なものと考えたと、それを操作することが可能となるからである。

以上のように考え、経営者の見積プロセスの様々な局面に存在する要素のうち、主観的なものであり、ある程度操作可能な相対的なものとしての性格を持つ「主観的要因」が、会計情報に含まれたものが「会計上の見積り」の特質であると想定している。実際、会計上の見積りの実施において、多くの環境変数から特定の変数を認識すること、関連要因を把握すること、それらについて仮定を展開すること、これらは全て経営者の判断である。

### 奥西：会計上の見積りの監査手続の性格

そして判断には、多かれ少なかれ主観的要因を含むことになる。確定できないような主観的要因を含むからこそ会計上の見積りになるのである。会計情報における主観的要因をいかに考えるか<sup>4)</sup>についてはより慎重な検討が必要だが、以下、議論を単純化するために、主観的要因を含むことをもって会計上の見積りの性格を代表させ、後述の監査手続の性格の検討の基礎とする。主観的要因以外の問題を検討することは今後の課題としたい。

なお、主観的要因を含めて会計上の見積りを作成する上では、適当なグルーピングによる要因の単純化、不十分な情報に対する推測や補足、あるいは論理的には説明しにくい個人的な意図や偏りが存在するかもしれない<sup>5)</sup>。会計上の見積りは、この種の主観的要因が関わるため、一般に固有リスクが高く、有効な内部統制の整備も容易ではない。よって、監査基準書第57号では、監査人は、会計上の見積りの監査において、客観的要因と主観的要因の両方に対して専門家としての懐疑心をもって検討しなければならないと述べている [AICPA, 1988, par. 4]。

### 3. 会計上の見積りの監査手続の概要

Ramos の文献では、監査人は会計上の見積りに対する対応として、関連

- 4) 「主観的要因」については、哲学、心理学、情報処理論、さらに会計情報の特質に関する諸研究などの様々な分野の成果を活用することによって、議論を深める必要がある。会計上の見積りについて、本稿における「主観的要因を含む会計情報」という整理が、十分とは思っておらず、将来見直すこともありうる。
- 5) ここでの記述は、主観的情報処理を検討している吉川歩氏の整理を援用している。吉川歩氏の研究については、ホームページ (<http://www-sip1.dj.kit.ac.jp/index.html>) から、リンクを辿ると研究成果の論考や報告用資料がダウンロードできる。吉川氏は、中村和男氏の分類を修正して、主観性と関わる曖昧性について、情報を処理する際に、大量の情報を合成して曖昧化することで圧縮し、情報を適切に処理する特質である「大局性」、また、必要な情報が欠損している場合や不明確な場合に適切に補って情報処理する「融通性」、さらに、情報処理が個人の情動や動機、直感、感性、信念などの心的作用との関わりの中で行なわれるという「非論理性」を示している [吉川, 1988, p. 35]。

する会計基準の理解は当然として、監査計画<sup>6)</sup>と監査証拠の収集・評価について、監査基準書第57号「会計上の見積りの監査」を中心に、監査基準書第73号「専門家の業務の利用」及び監査基準書第85号「経営者陳述書」の活用などが示されている。監査基準書第73号と監査基準書第85号の内容は、監査基準書第57号の監査手続の中で言及されており、お互いに連携しているが、以下個々の監査基準書ごとにその概要を述べる。

(1) 会計上の見積りの監査（監査基準書第57号「会計上の見積りの監査」）  
監査基準書第57号「会計上の見積りの監査」の内容については、既に別のところで論じており〔奥西, 1999年, pp. 138-146〕, ここではその概要を述べるにとどめる。

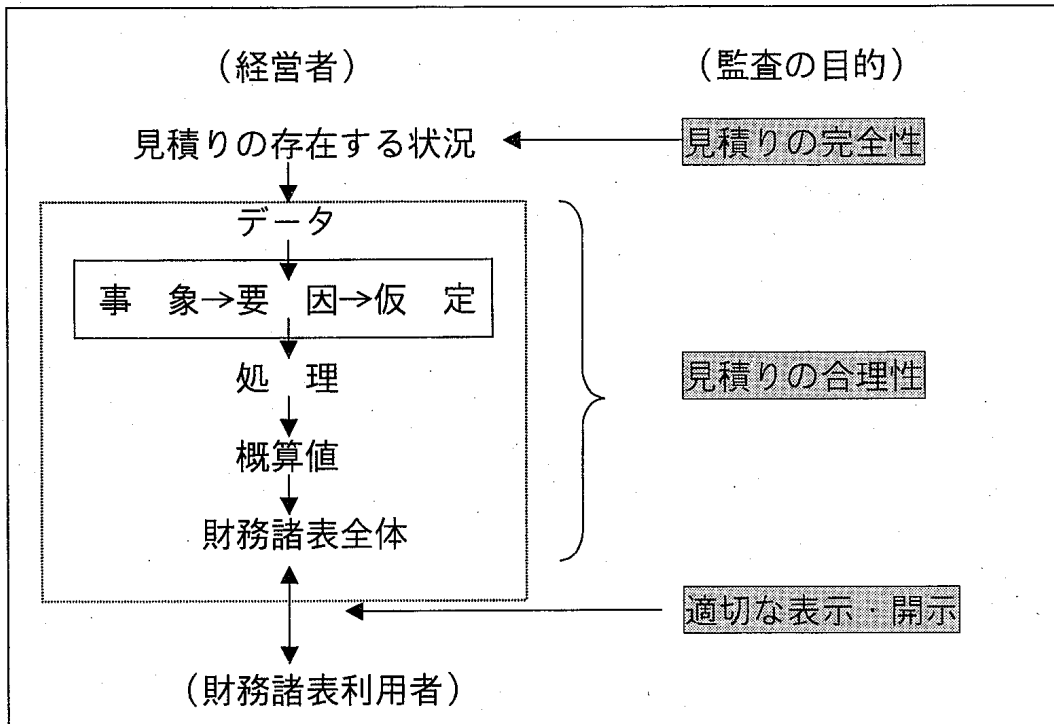
監査基準書第57号では、会計上の見積りの監査における3つの目的を示している。それは「すべての重要な会計上の見積りが実施されていること」（見積りの完全性）、「その見積りが合理的であること」（見積りの合理性）、そして「それが適用される会計原則に準拠して表示され適切に開示されていること」（適切な表示・開示）であり、それらについて合理的な保証を得るのに適切かつ十分な証拠資料を入手することである〔AICPA, 1988, par. 7〕。

3つの目的と見積プロセスの関係は、例えば次項のような図にまとめることができる。図の左の部分は、経営者の見積プロセスを上から下に整理したものであり、右の部分は、会計上の見積りにおける監査上の3つの目的を示し、左のプロセスの該当箇所と矢印等により対応させている。

6) Ramos は、監査計画に関する監査人のための実務上の助言として、クライアントとの責任の分担や教育、助言、協力以外に、リスク領域への注意、見積手続の理解や仮定の認識、基礎データの確認や再計算などを挙げている〔Ramos, 1998, pp. 9-29〕。実際、この記述は、実務書としてのものであり、監査基準書の対象外の内容が多いが、監査人が、監査計画の段階から、経営者の見積プロセスについて、その作成に協力しつつも、同時にその内容の理解という形で、判断形成につながる情報を得ているのである。



図1 「見積プロセス」と監査の目的



ここでは、監査人が責任をもって評価しなければならない「見積りの合理性」に注目する<sup>7)</sup>。監査基準書第57号では、会計上の見積りの合理性を評価するために、監査人は、経営者の見積プロセスを理解して、①経営者が見積りを行うために用いたプロセスのレビューとテスト（以下「見積プロセスの検討」）、②経営者の見積りの合理性を確認するための独自の見積りの予測の実施（以下「独自の見積り」）、③決算日後監査完了前に発生した事象または取引のレビュー（以下「後発事象等のレビュー」）、これらの手続の一つまたはそれらを組み合わせて用いなければならないと述べている [AICPA, 1988, par. 8]。

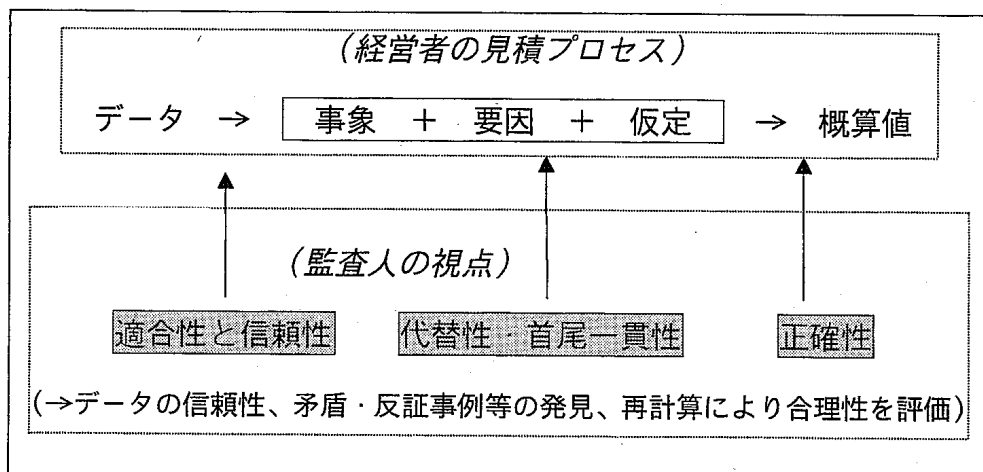
③の「後発事象等のレビュー」の手続は、適用可能な場合が限られ、ま

7) 監査基準書第57号では、「見積りの完全性」に対する手続として、見積りの必要性を確定するために、財務諸表に含まれている経営者の言明を検討すること、その他の手続の実施により入手した情報を評価すること（計画の変更や訴訟など）、会計上の見積りを行う必要性を示す状況の实在性について経営者へ質問することを求めている [AICPA, 1988, par. 8]。「適正な表示・開示」については、特に言及はない。

た可能な場合でも、結果的に金額を確定させて会計上の見積りの監査の対象外となる場合がある。監査基準書第57号では、「そのような状況（引用者注，後発事象等が利用可能な場合）においては，監査人は，それらの合理性を評価するときに，その事象あるいは取引を利用することができるので，見積りの主要な要因あるいは仮定を検討することが不要となったり，最小限に止めたりすることができるかもしれない。」[AICPA, 1988, par. 13]と述べている。③の手続は，合理性の評価について，①と②の手続とは性格が異なり，むしろ会計数値の性格を再吟味する意味で，見積金額の性格を変える可能性をもっている。これは，見積りの合理性に関連する手続だが，見積金額そのものを評価しているわけではない。

①の「見積プロセスの検討」について，監査基準書第57号では，前述の経営者の見積プロセスに関して，見積作成及び関連データに対する統制の有無の確認，基礎となったデータ及び要因の源泉の把握及びその内容の検討，追加する重要な要因や代替的な仮定の有無の検討，諸仮定や様々なデータにおける首尾一貫性の評価，過去データの分析検討，事業又は業界での変化の影響の考慮，関連した文書の検討や質問，専門家の作業の利用の検討，再計算といった9つの手続が示されている [AICPA, 1988, par. 11]。これらの手続の中には，データの信頼性の検討に加えて，要因の追加や代替的な仮定の検討といった反証事例を探したり，首尾一貫性の評価という

図2 見積プロセスの検討



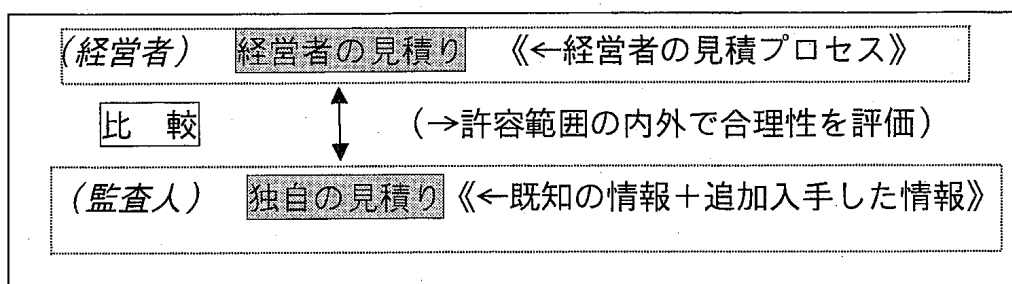
奥西：会計上の見積りの監査手続の性格

矛盾事例を探すというものが含まれている。その手続の一部は、前頁のように図式化できよう。

①の「見積プロセスの検討」に関する監査基準書第57号の記述では、監査人による反証事例や矛盾事例の発見を意図した手続が含まれている。これらの手続は、基本的に会計情報についてその作成基礎まで立ち帰って状況を把握し、反証事例や矛盾事例を探す形で行われるものである。ここで反証事例や矛盾事例などが発見されるならば、その見積りの修正や否定の可能性が出てくるのである。そして見積りの合理性が評価されるのである。

②の「独自の見積り」においては、監査基準書第57号では、監査人は事実及び状況に対する理解に基づき、独自に他の重要な要因やそれらの要因についての代替的な仮定を用いて、経営者の見積りに関して予測を実施すると述べている [AICPA, 1988, par. 12]。独自の見積りを実施した後、監査人の見積り結果と経営者の見積りが比較されることになる。監査人の独自の見積り結果は、その性格上、単一の金額よりも許容範囲<sup>8)</sup>を伴う金額となることが多く、その許容範囲に経営者の見積りが含まれるか否かで、経営者の見積りの合理性を評価するのである。その手続の要点は、下のように図

図3 独自の見積り



8) 「許容範囲」とは、正確には、監査人が合理的な見積りについて単一の金額ではなく、上限と下限をもつ範囲のある金額を想定し、監査リスクの水準や重要性の判断などを考慮して決定されるものである。幅のある見積り金額を想定するからといって、見積りプロセスが厳格性を失ってはならない。このような範囲のある金額が有意であるためには、監査人は個々の仮定が見積り範囲に与える影響を把握して、変数を独立させて、その上限と下限を決定する必要がある [Ramos, 1998, pp. 38-39]

式化できよう。

②の「独自の見積り」では、監査人は、既知の情報をもとに自らが集めた情報を加えて見積りを作成するが、その過程で独自の見積りについての裏付けを入手する。監査人は、複雑かつ不確定な経済事象に対して、自分が入手した客観的事実と主観的判断の組み合わせで見積りを作成する。独自の見積りは、許容範囲の広い金額の形をとる場合もあれば、許容範囲の限定された金額となる場合もあり、監査人の独自の見積りに対する信頼度が、その許容範囲の広狭に現れる。この手続の要は、経営者の見積りがこの許容範囲に含まれるか否かである。そして会計上の見積りの合理性を評価するのである。

監査基準書第57号には、上記の二つの手続の選択基準に関する記述はないが、「独自の見積り」については、その実施に必要なコストが大きな制約条件となり、重要性が高いものについて一部を抜き出して適用される場合が多いのではないかと推測される。一方「見積プロセスの検討」は、企業の内部統制の整備状況に左右されるが、監査人にとって比較的容易に適用可能なものであろう。また、「独自の見積り」は、「見積プロセスの検討」に比べると経営者の個人的意図や偏りの影響を受けないと思われる。

①と②の手続の違いは、最初に経営者の見積りを所与としてその見積プロセスを再確認し、反証事例や矛盾事例を探す形で合理性を評価するか、あるいは当初は経営者の見積りを所与とせず、独自に見積りを求めて反証となりうる事例を提示し、経営者の見積りと比較して合理性を評価するかの違いである。特に、経営者の見積りを所与としない②の手続は、会計上の見積りの監査特有のものである。

## (2) 専門家の作業の利用（監査基準書第73号「専門家の作業の利用」）

監査基準書第73号「専門家の作業の利用」は、監査人が監査において特殊な専門能力を必要とする問題に直面する場合があり、その際に、どのような形でそれを利用するかを示したものである。専門家の作業の利用は、

監査基準書第57号においては、①の「見積プロセスの検討」における手続の一つとして挙げられている [AICPA, 1988, par. 10]。専門家という第三者の作業の結果を、監査人の自己の判断上利用するには、いくつかの留意事項がある。まずは、どのような専門家<sup>9)</sup>を利用するか選ぶことである。当然、専門家としての能力が前提となるが、その他にクライアントとその専門家に利害関係がないかも問題となる。さらに、専門家の発見事項の利用と影響について、監査人は、けっして専門家の作業結果を鵜呑みにするわけでない。専門家の業務内容を理解し、不合理がないか判断するのである。監査基準書第73号には、次のように述べている。

「利用された方法と仮定の妥当性及び合理性さらにその適用は、専門家の責任である。監査人は、次のことをやらねばならない。(a) 専門家によって利用された方法と仮定についての理解を得ること、(b) 監査人の統制リスクの評価を考慮しつつ、専門家に提供されたデータの適切なテストを行うこと、(c) 専門家の調査結果が、財務諸表における関連する経営者の言明を裏付けるかどうかを評価すること。通常、監査人は、監査人の手続によって、その状況で、専門家の発見事項が監査人に不合理であると信じるようにならないかぎり、専門家の作業を利用するであろう。もし監査人が、発見事項が不合理であると信じるならば、彼あるいは彼女が追加の手続を適用すべきであり、それは別の専門家の意見を得ることを含む場合がある。」

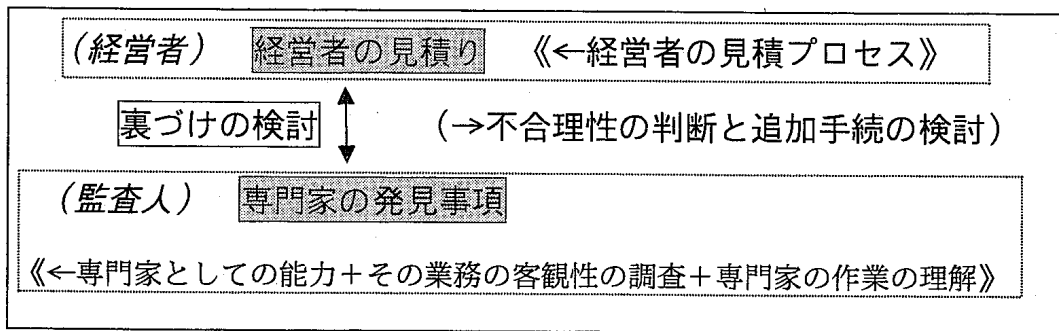
[AICPA, 1994, par. 12]

監査基準書第78号におけるデータの信頼性の確認や、利用された方法や仮定の理解といったものは、監査基準書第57号の「見積プロセスの検討」におけるものと重複する。しかし監査基準書第78号では、専門家の作業の合理性の評価までは求められておらず、不合理かどうかの判断という形をとっているという違いがある [O'Reilly et al., 1998, Chap. 7, p 12: 翻

9) 監査基準書第78号が想定している専門家は、保険統計数理士、不動産鑑定士、エンジニア、環境保護のコンサルタント及び地質学者などであるが、弁護士の場合は、別に規定されている (Inquiry of a Client's Lawyer Concerning Litigation, Claims, and Assessment, AU337)。

訳, 1999, 7章 p. 12]。もし不合理があれば, 「追加の手續」を検討することになる。経営者の言明と専門家の発見事項とを比較し, 重大な差異があれば, 追加手續を行い, もし, 解決が不能であれば, 限定あるいは意見差し控えとなる。その手續の一部は, 以下の図のように整理できる。

図4 専門家の作業の利用



専門家の作業の利用は, 会計上の見積りとの関連では, 入手した専門家の発見事項が, もし他の手續などで入手した情報と矛盾したり反証とならないかぎり, 不合理と判断されない点は注意しなければならないが, 比較的容易に特定の金額を入手でき, 場合によって複数の専門家の作業を利用することも可能であり, 利用可能性が高い手續と言える。そして監査人にとって評価しにくい事象や取引を, 専門家の専門知識と経験によって確定させる可能性をもつものと言えよう。

### (3) 経営者陳述書の活用 (監査基準書第85号「経営者陳述書」)

これは, わが国において「経営者確認書」と呼ばれているものである。この中に, 経営者の意図に関する記述を含めることができる。帳簿価格あるいは資産あるいは負債の分類に影響を与えるかも知れない計画あるいは意図などがその例である。経営者陳述書の入手によって, 他の監査手續に置き換えることはできないが, 主観的要因のうち, 経営者の判断に関する記述を文書にして残すことになる。監査基準書第85号では, 「経営者からの陳述書は, 通常監査人に示された口頭での陳述の確認であり, そのような

陳述の継続的な妥当性を示し、文書にして、陳述の条件となる問題についての誤解の可能性を減少させるのである。」と述べられている [AICPA, 1998, par. 2]。また経営者等への質問によっても経営者の意図は確認可能であるが、経営者陳述書の利用により、文書記録として入手できるのである。

#### 4. 主観的要因に対する監査手続の性格

これまで述べてきた監査手続は、会計上の見積りについて、監査対象により適合し、(情報の入手先に留意して)適時かつ信頼性の高い十分な監査証拠を求めて実施される。しかし、その内容は、①の「見積プロセスの検討」や②の「独自の見積り」といった見積りの合理性の評価そのものを目的としたものと、「後発事象等のレビュー」という見積りという会計数値の性格を再吟味する手続の2つに分けることが可能である。「専門家の作業の利用」もまた見積りの合理性の評価そのものを目的とした面と見積りという会計数値の性格を再吟味する面が、強弱はあれ、同居している。(「経営者陳述書」については、見積りの合理性の評価そのものを目的とはしていない。)ここでは、後者の見積りという会計数値の性格を再吟味する点に注目する。これらの監査手続について、会計上の見積りに含まれる主観的要因に着目して、②の「独自の見積り」を除いて、会計数値の性格、とりわけ主観的要因の再吟味という性格があるのではないかと考える。ここでは、会計数値の性格の再吟味が、主観的要因の性格を変える可能性があるかと推測し、以下、会計上の見積りに対する監査手続が、経営者の言明に含まれる主観的要因を解消、緩和、限定・特定化する手続としての性格をもつのではないかという解釈を示す。

主観的要因は、経済取引や事象に対する一つの解釈された要因であり、そこには、誤った解釈がなされているかもしれない。またこの解釈は、特定個人のものにとどまり、他者と共有するには至っていない。このような主観的要因を含む会計情報について、監査人はいかに対応すべきか。何よ

りも、監査証拠の収集段階においては、主観的要因をできるだけ減少させるような監査証拠を入手することである。これは言い換えると、より目的適格的で適時かつ信頼性の高い監査証拠を入手することにもなる。

主観的要因を減らすには、ある事実を自分（すなわち監査人）が直接確認するか、はっきり認識できるまで待つて事実をより確定させるという方法が、まず考えられる。またその内容を詳細に検討して主観的要因をより限定し特定化した上で、その内容を判断することも、結果的に主観的要因を減らすことになろう。また、より一般的な解釈（通説）を適用することによって、個人の偏りを回避したり、さらに多くの人の見解とすりあわせることによって主観的要因の減少が可能となってくる。これらのことを考慮し、前述の監査手続を整理すると次のようになる。括弧の中は、該当する監査手続の例である。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 主観的要因の時間的・物理的な解消（後発事象等のレビュー、専門家の作業の利用、経営者陳述書の活用など）</li><li>(2) 情報の補強による主観的要因の緩和（専門家や様々なデータベースを通じて追加情報を入手する）</li><li>(3) 主観的要因の限定・特定化（経営者の見積プロセスの理解）</li></ol> |
|---|

#### (1) 主観的要因の時間的・物理的な解消

主観的要因は、未確定な事実に対する解釈から生じた場合、物理的にあるいは時間的に解消することが可能な場合がある。監査基準書第57号では、「後発事象等のレビュー」がこれに該当する。全ての取引や事象に対して利用可能なわけではないが、監査中に問題の事象や取引が決着し、事実が確定する場合がある。特に、結果が出るのが判明している場合は、それを待つことは企業開示上も監査上も有効かつ効率的であろう。他方、物理的な解消とは、定義から見て矛盾するかもしれない。物理的に解決できるものであれば、主観的要因とはなりえず、会計上の見積りとなりえないからである。ただ、特定の問題に対する情報は、万人に等しく利用可能ではなく、



監査人も全ての情報をもっているわけではない。コストの問題さえ解決できるならば、物理的に事実を確定させて、主観的要因を減らすことが可能であると思われる。「専門家の作業の利用」も、一部これに該当する。経営者の解釈ではなく、専門家を利用することによって、解消可能な主観的要因もあろう。主観的要因が解消されるならば、今度は通常の財務諸表項目の監査手続としての証拠の入手・評価の段階へ移行する。「経営者陳述書の活用」も、経営者の意図を明示的な形で残す一つの方法である。

## (2) 情報の補強による主観的要因の緩和

解釈された特定の数字が、個人の思いつきではなく、ある政府機関の公表した統計数字であれば、それは主観的要因ではない。実際、会計上の見積りに関連する情報を蓄積して、そこにアクセスして、その情報を活用することにより、主観的要因を緩和させることが可能となる。監査人にとっては、自分の知識を増やせば増やすほど、判断が可能となる。これは監査基準書のレベルでは問題とならないが、Ramos ではいくつかのテップス<sup>10)</sup>が示されている。実際のところ、公認会計士協会レベルや監査事務所単位で、特定業界に対する統一的な情報をまとめることにより、会計上の見積りを監査する監査人に対する有効なアシストとなると思われる。確定しにくい経済事象・取引についての解釈については、悪意がないかぎり、誰の解釈であるかも一つの問題となる。そのため「専門家」が活用される。まったく同じ数字であっても、特定の個人レベルの解釈か、多数の解釈か、素人か、専門家かによって、主観性の水準が判断されるのである。

ある問題について、徐々に判断が積み重ねられていくと、その蓄積の活

10) Ramos は次のようなものの利用を勧めている [1998, pp. 6-8]。

- ①あなたの州の公認会計士協会
- ②その他の公認会計士、弁護士と銀行家
- ③特定分野の専門家
- ④会計事務所間の提携関係の利用
- ⑤AICPA の Web サイトの上でのメッセージの掲示
- ⑥財務諸表利用者との対話
- ⑦AICPA 産業別監査と会計ガイド、
- ⑧AICPA 監査リスクアラート
- ⑨AICPA 実務のテクニカル補助 (TPAs)

用が可能となる。このような蓄積された情報は、公認会計士協会レベルのものから個別事務所レベルのものまで様々な形をとると見られるが、監査人にとっての判断の基礎となり、またこれらの共有情報を活用することにより、主観的要因を緩和することになる。

### (3) 主観的要因の限定・特定化

主観的要因は会計上の見積りの中に含まれているが、それは明示されているわけではない。当然、その数字の処理プロセスを辿ることにしか、その合理性を評価しえない。監査基準書第57号においても、その評価は「見積プロセスの検討」として詳細に示されている。経営者の見積プロセスにおいて、状況や関連要因、データ内容を見ることにより、そこに含まれる情報の主観的要因を確認できる。また評価以前の監査計画の段階において、見積りを認識することが、主観的要因に対する認識の始まりとなるのである。そして主観的要因がどこにどのような形であるのかを把握することによって、すなわち主観的要因を限定・特定化することによって、主観的要因をよりはっきりと把握するのである。

このように会計上の見積りの監査手続の一部の内容は、会計数値の性格を再吟味し、主観的要因を減少させる手続として整理可能であると思われる。監査人は、会計上の見積りの合理性の評価の前あるいは同時平行して、見積りに含まれる主観的要因を限定・特定化して、できるかぎり減らすように努めて、より目的適合的な監査証拠の入手を意図して、監査手続を適用していくことになる。

## 5. むすびにかえて

監査基準書第57号には、次のような記述がある。

「会計上の見積りについての重大な虚偽表示のリスクは、通常、見積プロセスに含まれる複雑性及び主観性、関連データの利用可能性及び信頼性、作成された

## 奥西：会計上の見積りの監査手続の性格

仮定の数及び重要性，その仮定に関する未確定の程度によって異なってくる。」

[AICPA, 1988, par. 4]

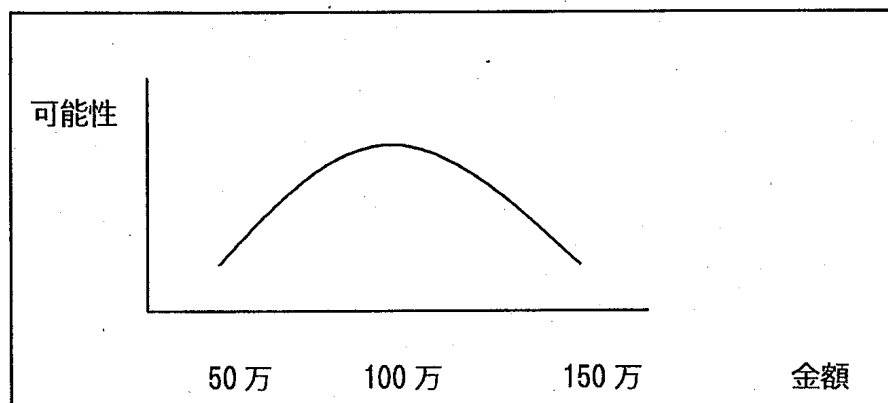
これは，監査基準書第57号が示す見積りにおけるリスクの要因である。本稿は，会計上の見積りを，このようなリスク要因からではなく，そこに含まれる主観的要因から整理して，見積りの監査手続に，主観的要因の解消，緩和，限定・特定化としての性格があるという解釈を示した。とはいえ，まだまだ十分な整理ができておらず，試論の域を出ていないと言える。本稿では，主観的要因からの整理を試みたが，主観的要因以外の要因の考慮や監査リスクや重要性の判断を明示的に取り入れて，会計上の見積りの監査の特性について理解を得る必要もあろう。また本稿で示した解釈について，さらに他の監査手続の特性の理解や具体例の検討を通じてさらに展開していく必要もある。このような検討を経て，会計上の見積りの監査の結果，入手された証拠をいかに評価することについても，許容範囲や監査意見と関連付けて考察することが今後の課題となろう。

### (補遺) 会計上の見積りの監査についての図解説明の試み

ここでは，会計上の見積りの主観的要因に対する監査手続の性格について，以下の図を用いて視覚的な説明を試みる。

会計上の見積りは，最終的には単一の金額で示されるにしても，その性格上，一定の幅をもった金額として把握される。そのような状況を示すた

図1 見積りの図解



めに、横軸に金額を、縦軸に特定金額の可能性をとる。そこで、最も可能性の高い金額を頂点とするような山形の曲線が描くことができる。ここでは、説明上、設例として、最も可能性の高い金額を100万円として、可能性のある金額の上限を150万円、可能性のある金額の下限を50万円とすると、前頁の図のようになる。

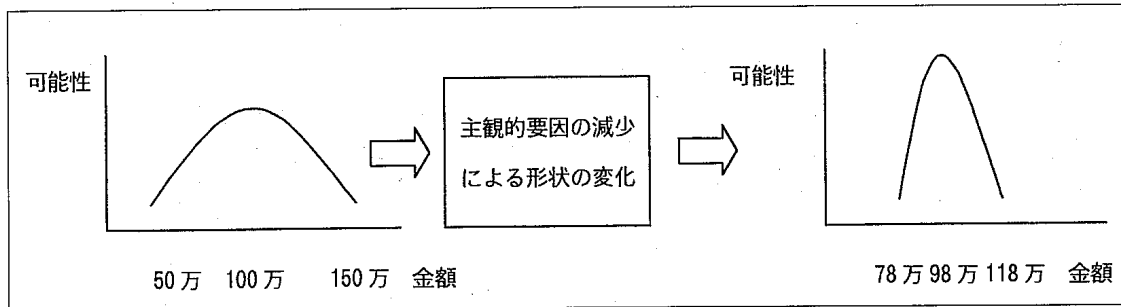
どのようなスロープの山形を描くかは、問題となる経済事象や取引の性格や関連する会計基準の整備状況に依存する。スロープのなだらかな曲線の場合もあれば、とがった形のものもあろうし、場合によっては、二つの頂点をもつ曲線となるかもしれない。経営者の見積プロセスが合理的なものであれば、この曲線の頂点と経営者の見積金額はほぼ重なると思われるが、そこに含まれる主観的要因のために、これがずれる場合がある。設例を利用するならば、経営者の見積プロセスが合理的なものであれば、経営者の見積金額は、ちょうど頂点の100万円、あるいは102万円や98万円といった頂点に近いものとなる場合である。曲線の頂点との少々のズレは、見積りに含まれる主観的要因から生じよう。しかし、経営者の見積プロセスが経営者の利益操作等の目的のために合理的ではない場合、経営者の見積金額は、その曲線の頂点から大きくかけ離れるかもしれない。設例を利用するならば、もし経営者の見積金額が、150万円だったり、50万円という金額である場合が考えられる。

監査人は、会計上の見積りの監査において、見積りの合理性を評価するが、これは、この曲線の形状を再検討することではないだろうか。①の「見積りプロセスの検討」であれば、見積プロセスを確認することによって、この曲線の頂点と形状を思い浮かべ、よってその見積金額の合理性を評価する。②の「独自の見積り」であれば、監査人は独自にこの曲線の頂点と形状を導き出し、その頂点を含む許容範囲の中に、経営者の見積金額が含まれるか否かで経営者の見積りの合理性を評価するのである。このような図を描くと、会計上の見積りに対する監査手続を、主観的要因と関連させて考察可能である。見積りに含まれる主観的要因によって、見積りは様々

## 奥西：会計上の見積りの監査手続の性格

な形状と頂点を持つものの、監査手続を通じて主観的要因をある程度コントロールすることによって、この曲線の形状を変えることができると考える。下は、それを図にしたものである。

図2 主観的要因の減少による曲線の頂点と形状の変化の例



ここでは、監査人は、経営者の見積プロセスを前提にして、主観的要因の時間的・物理的解消、情報の補強による主観的要素の緩和さらに主観的要因の限定・特定化により、最初の曲線の頂点と形状が異なったことを表わしている。(図では、当初、頂点を100万円として、上限が150万円、下限が50万円であったものが、主観的要因の減少によって、頂点が98万円、上限が118万円、下限が78万円という曲線に変わる場合を想定している。)このような図解によって、会計上の見積りに対する監査手続の性格の一面を示すことができると考える。

なお、この図は、将来経営者の見積りと曲線の頂点の位置関係による場合分けした検討や、許容範囲や重要性の評価の問題を取り込んだ説明に展開することを意図している。

### 主要参考文献

American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Statement of Auditing Standards (SAS) No. 57, *Auditing Accounting Estimates*, (New York: AICPA, 1988).

—, SAS No. 73, Using the Work of a Specialist, *Journal of Accountancy* (August 1994) pp. 101-103.

—, SAS No. 85, Management Representations, *Journal of Accountancy* (March 1998) pp. 106–112.

O'Reilly, V. M., P. J. McDonnell, B. N. Winograd, J. S. Gerson and H. R. Jaenicke, *Montgomery's Auditing* (12th edition), (New York: John Wiley, 1998) (翻訳: 中央監査法人訳『モントゴメリーの監査論【第2版】』, 中央経済社, 1998年).

Ramos, M. J., *Auditing Estimates and Other Soft Accounting Information*, (New York: AICPA, 1998).

奥西康宏「米国監査基準書第57号の検討——会計上の見積りの合理性の評価を中心に——」『修道商学』, 第39巻第2号, 1999年3月。

吉川 歩「感性情報処理と主観情報処理」『Computer Today』83号, 1998年。